最終更新日:2015年12月18日

マルコ株式会社
代表取締役社長 朝倉　英文
問合せ先:06-6233-5000(代表)
証券コード:9980
http://www.maruko.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主及び消費者を重視した経営の基本方針を実現するために、コンプライアンスの重要性を認識し、公正な事業活動を通じて経営の健全性及び透明性の向上を図ることにより、取引先、社員等を含むステークホルダーに対する企業価値の向上を目指します。また、当社を取り巻く、社会・経済環境の変化に対応し、経営上の組織体制を整備し迅速な意思決定及び適時・適切な情報開示に努め、内部統制機能の強化・整備を図るとともに、透明で質の高い経営の実現に向け取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

■補充原則1-2-3
株主総会の開催日については、正確な株主への情報提供を重視することから、株主総会の集中日と重なる結果となっております。なお、株主が株主総会議案への十分な検討が可能となるよう招集通知の発送は開催日3週間前を目標に発送することや発送日前に当社ホームページに公表しております。

■補充原則1-2-4
補充原則3-1-2(自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において英語での情報開示・提供を進めるべき)
現在の当社株主における機関投資家及び海外投資家の比率は、それぞれ1%未満と低く、議決権の電子行使を可能とするための環境づくり及び招集通知の英訳、情報開示を行っておりませんが、今後20%以上となった時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳、情報開示を検討いたします。

■原則3-1(5)
社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役候補者の選任理由につきましては、次年度以降、候補者の選任理由を開示する方針です。なお、社外取締役及び社外監査役候補者の選任理由につきましては、招集通知及び本報告書において開示しています。

■補充原則4-2-1
当社の取締役の報酬は、定額報酬及び賞与により構成されており、定額報酬は、役員規程に従い役位等の基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定されており、賞与は業績に応じ株主総会にて決定しております。
当社における役員の報酬制度については、現在、中長期的な業績と連動する報酬制度を導入しておりませんが、今後、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬等の導入を含め、必要に応じて当社に合った報酬体系について検討を行います。

■原則4-7　独立社外取締役の役割・責務、原則4-8　独立社外取締役の有効な活用、補充原則4-8-1、4-8-2
当社は、従来女性用体型補整下着を国内生産し、国内直営店でのみ販売するワンセグメントの事業であり、また、取締役の総数も5名と少人数(うち下着業界に精通した社外取締役が1名の構成)であるため、現在独立社外取締役は選任しておりません。
今後、国内でのインターネット販売事業等新規事業を進めていく中で、リスクの高まりに対する健全な牽制機能が必要であると認識しており、社外取締役によるモニタリングモデルの実現を図るため、独立社外取締役の選任を検討してまいります。
なお、独立社外取締役が選任された時点で、独立社外者のみを構成員とする会合の開催、筆頭独立社外取締役の選定等について独立役員の人数、取締役の総人数等を勘案し検討を進めてまいります。

■原則4-10-1
当社は、現在独立社外取締役を選任しておりませんが、当社の役員報酬決定にあたっては、業績、財務状況及び経済情勢を考慮の上、取締役会において決定しており、また、賞与については当期の業績に基づき賞与を支払う場合は、総額を株主総会に上程し、決定された金額の範囲内で、各取締役の業績への貢献度に基づき配分を決定することとしています。
また、役員の選任にあたっては、役員規程に定める選任基準に従い、代表取締役社長が提案し、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会に提出しております。
こうした現状の体系により、取締役会の機能の独立性・客観性が十分に確保されていると考えております。

■補充原則4-11-3
取締役会全体の実効性に関し、各取締役からの自己評価をベースとした分析・評価を行い、その概要を開示するための手続等について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

■原則1-4　いわゆる政策保有株式
・政策保有の状況
当社は、いわゆる政策保有株式を現在保有しておりません。
・政策保有に関する方針
当社は、将来政策保有株式を保有する場合には、業務提携、良好な取引関係の維持発展など保有目的の合理性及びその保有株の連結貸借対照表計上額が総資産の一定割合以下とするなどの条件を満たす範囲で行うことを基本方針としています。

■原則1-7　関連当事者間の取引
当社が、関連当事者取引を行う場合には、「取締役会規程」に基づき取締役会の承認を得ることとしております。当社は、当社役員に対して、1年に1度、関連当事者取引に関する調査を実施し、監視しております。

■原則3-1　情報開示の充実
(1)経営理念等や経営戦略、経営計画
≪経営理念等≫
当社は、ファンデーション・ランジェリーを通じて社会に貢献するグループとして、自らが担う社会的責任についての考え方を踏まえ、活動の基礎となる経営理念を制定しております。また、当社は、役員・社員の職務遂行における判断基準として企業行動憲章・行動規範指針を制定し、周知徹底を図り、経営の健全化、透明性、効率性を重視し、上場企業としてのステークホルダーの方々に満足度を高めるため、法

令、規程を遵守するとともに、誠実かつ公正で、より高い社会倫理観に基づき事業活動を行っております。
なお、経営理念・企業行動憲章・行動規範指針については、当社のホームページにて開示しております。
経営理念：http://www.maruko.com/company/philosophy.html, 企業行動憲章：http://www.maruko.com/company/charter.html,
行動規範指針：http://www.maruko.com/company/norm.html）
≪経営戦略、経営計画≫
当社は、平成28年3月期から3年間を経営理念の原点に立ち返り、顧客満足度向上を図り、顧客拡大を実現するための基礎基盤づくりの重要期間として位置づけ、1.既存事業の見直し、2.新規事業の拡大、3.新規ビジネスの拡大を基本方針として取り組んでおり、現在策定中のため、開示に向けた準備を進めております。

（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「1.基本的な考え方」に記載のとおりです。
また、「マルコ株式会社　コーポレート・ガバナンス　ガイドライン」を平成27年12月14日の取締役会にて決議し、当社のホームページ（http://www.maruko.com/company/guideline02.html）にて開示しております。

（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」及び有価証券報告書に記載のとおりです。

（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
≪執行役員（経営陣幹部）選任の方法と手続≫
当社は、取締役会による経営の監督と、業務執行の役割分担を明確にし、迅速な意思決定を図るため執行役員制度を導入しております。
当社執行役員は、企業経営者に準ずる能力をもち、企業経営者を補佐して、経営判断を行える人格ならびに見識に優れ、取締役会で決定した経営の基本方針に基づき職責を全うすることができる者と定義しており、その選任については、取締役が推薦し、取締役会で決議しております。
≪取締役候補の指名方針と手続≫
当社の取締役会は、活発な審議と迅速な意思決定ができるよう、上限を10名としておりますが、現在は5名で構成し、うち1名を社外取締役としております。
取締役候補の指名については以下の基準に従って代表取締役社長が提案し、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会に提出しております。
（取締役候補の選任基準）
・当社の経営理念に共鳴し、責任感を持って実現に努力し継続できること
・長期的視野に立って企業価値の極大化への意思を保持すること
・保有能力、経験等が他の取締役または他の監査役と相互補完できる関係にあること
・経営環境の変化を先取りし、柔軟に対応できること
・人格及び見識とも優秀で、企業経営者としての能力、専門的知識、適正かつ妥当な判断能力を持ち合わせ、また実務経験豊富なこと
また、社外取締役については、上記に加え、次の基準を満たすものとする。
・各分野における豊富な経験と高い見識を有していること
・当社取締役として職務遂行が行うための時間が確保できること
・独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言提言ができる資質を有すること
・上場会社として経営の健全化と透明性の向上を図るコーポレート・ガバナンス構築の観点から求められる資質を有していること
・取締役の職務執行に影響を及ぼす可能性のある利害関係・取引関係がないこと
≪監査役候補の指名方針と手続≫
当社の監査役会は、監査役の機能強化を図るため上限を4名とし、そのうち3名が社外監査役（うち2名が独立社外監査役）で構成しております。
監査役候補者の指名については、以下の基準に従って代表取締役社長が提案し、監査役会の同意を得たうえで、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しています。
（監査役候補の選任基準）
・人格、見識に優れ、高度な倫理観を備えていること
・企業活動に精通し、公平かつ客観的な評価を下しうること
・財務、法務、税務等に一定の知識を有し、社会通念に沿った判断ができること
・監査役会の役割・責務を果たすうえで必要な情報収集力を有していること
また、社外監査役については、上記に加え次の要件を満たす者とする。
・各分野における豊富な経験と高い見識を有していること
・当社監査役として職務遂行を行うための時間が確保できること
・独立した立場から取締役会において助言・提言ができる資質を有していること
・上場会社として経営の健全化と透明性の向上を図るコーポレート・ガバナンス構築の観点から求められる資質を有していること
・監査役の職務執行に影響を及ぼす可能性のある利害関係・取引関係がないこと

（5）個々の選任・指名についての説明
本報告書「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載のとおりです。

■補充原則4-1-1
取締役会は、法令及び定款に定められた事項のほか、「取締役会規程」で定めた重要事項等を審議し決定するとともに、取締役の職務執行を監督しています。
また、取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高め、経営を活性化するため、取締役会決議事項以外の業務執行の意思決定を取締役に委任しています。

■原則4-8　独立社外取締役の有効な活用
本報告書「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載のとおりです。

■原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、経営の意思決定の客観性を高め、経営の健全化と透明性の向上を図るため、取締役会において当社における社外役員の独立性に関する基準を定めております。取締役会では当該基準に基づき、率直・活発かつ建設的な検討への貢献ができる独立社外取締役の候補者として選定するよう努めます。
独立役員の基準は、当社のホームページ（マルコ株式会社　コーポレート・ガバナンス　ガイドライン：http://www.maruko.com/company/guideline02.html）にて開示しております。

■補充原則4-11-1
当社では、現在5名の取締役（うち社外取締役1名）が就任しており、活発な審議と迅速な意思決定を行うための規模として適切と考えております。
その内訳は、社内の各部門・各分野に精通した業務執行取締役と、主要取扱商品である女性下着業界及び今後拡大を目指す海外事業等に精通し豊富な経験をもつ社外取締役を選任することで知識、経験のバランスに配慮しております。
今後はさらに、社外取締役については独立性のある社外取締役と、女性下着販売の会社として女性の発想・価値観は重要であり女性取締役の選任も検討していきます。

■補充原則4-11-2

社外取締役1名が、当社以外の他の上場会社の社外取締役を兼任していますが、業務執行取締役全員は他の上場会社の役員を兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっています。
社外監査役3名全員は、当社以外の他の上場会社の社外役員を兼任しておりません。また、常勤監査役は他社の役員を兼任しておらず、監査役業務に常時専念できる体制となっています。
他社の役員の兼任については、取締役会にて決議することとしておりますが、今後は当社の取締役・監査役業務に時間と労力を振り向けることができる合理的な上場企業役員兼任数の目途として当社を含め3社とし、これを超える場合にはそのリスク及び利益相反取引の観点からの確認と合わせ取締役会で検討し、問題がない場合は兼任を了承する旨の決議を行うこととします。
なお、兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ開示しています。

■補充原則4-11-3
本報告書「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載のとおりです。

■補充原則4-14-2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針
当社は、取締役・監査役への就任の際には、会社の事業、財務、組織等に関する必要な知識を取得し、株主から負託された役割と法的責任を含む責務を果たすため、会社法関連法令ならびにコーポレート・ガバナンスに関して十分に理解を深める機会を提供するとともに、これらを継続的に更新する機会を設けます。また、必要に応じ、各取締役・監査役に適した自己啓発等を目的とした外部セミナーならびに外部団体への加入及び人的ネットワークへの参加を薦めるとともに、その費用についても会社が負担します。

■原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針
株主との建設的な対話に関する方針に関しては、当社のホームページ（マルコ株式会社　コーポレート・ガバナンス　ガイドライン：http://www.maruko.com/company/guideline02.html）にて開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
伊藤忠商事株式会社	8,055,000	25.13
正岡　規代	3,400,179	10.60
マルコ社員持株会	2,156,500	6.72
梶村　絹子	1,350,000	4.21
正岡　昌子	1,350,000	4.21
石川　誠	250,000	0.78
池田　豊治	226,226	0.70
栄レース株式会社	111,840	0.34
株式会社セディナ	111,540	0.34
櫻井　繁充	111,400	0.34

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

伊藤忠商事株式会社は、当社の議決権を26.45%（8,055千株）有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。
また、現在、当社役員（取締役5名、監査役4名）のうち取締役1名、社外取締役1名及び社外監査役1名が伊藤忠商事株式会社の従業員を兼ねております。
但し、相互に有する強みを活かし、企業価値向上のため緊密な連携を保ちつつも、両社の経営独立性は尊重されております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中分　孝一	他の会社の出身者					○		○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中分　孝一		伊藤忠商事株式会社 ファッションアパレル第二部門長	当社の大株主である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であり、同社の繊維部門にて培った豊富な経験と幅広い知識を有しており、客観的な観点から当社の経営に対する適切な助言をいただくことで当社の企業価値の向上に資すると判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、内部監査部が実施した監査の状況についての報告を受け、当該監査に関する意見交換等を行い、また、会計監査人から会計監査計画及び会計監査結果報告等を適宜受けるとともに、会計上及び内部統制上の課題等について情報共有、意見交換等を定期的に行い、監査の

実効性と効率性の向上を目指しております。また、内部監査部も同様に会計監査人との連携を図っております。
更に、監査役は、コンプライアンス部をはじめとする内部統制部門とも情報共有、意見交換等を定期的に行い、内部監査部及び会計監査人と情報共有を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金子　公一	税理士													
大田　敏信	税理士													
西脇　幹雄	他の会社の出身者							○		○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金子　公一	○	―――	税理士として、専門的な知識、経験等を有しており、加えて長年にわたり当社社外監査役を務められ、当社事業についての理解も深く、当社の事業内容及び経営について適切な監査機能を発揮できると判断したため。 当社経営陣と直接の利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがなく独立性を有していると判断し、独立役員として届け出ております。
大田　敏信	○	―――	社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、国税局任官及び税理士として培われた税務及び会計に関する幅広い経験及び知識を当社の監査に活かしていただくため。 当社経営陣と直接の利害関係は無く、一般株主と利益相反のおそれがなく独立性を有していると判断し、独立役員として届け出ております。
西脇　幹雄		伊藤忠商事株式会社 繊維カンパニーCFO	当社の大株主である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であり、経理、財務に関する職務に長年にわたって携わった経験と豊富な知見を有しており、当社と同社におけるグループ会社間の監査機能の強化と監査体制の充実が図れると判断したため。 また、伊藤忠商事株式会社の業務執行者としての立場から客観的に当社の業務執行に対して監査業務を遂行できると判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

業績、財務状況及び経済情勢を考慮の上報酬を決定しており、その他の特段のインセンティブは付与しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期における取締役の報酬等の総額は、85,900千円です。
なお、上記には、平成26年6月26日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬については、基本報酬と賞与から成り立っております。基本報酬は株主総会の決議により承認された限度額（第35期定時株主総会で承認された年額300,000千円以内（うち社外取締役分40,000千円以内））の範囲内で、業績、財務状況及び経済情勢を考慮の上、取締役会において決定しております。また、賞与については当期の業績に基づき賞与を支払う場合は、総額を株主総会に上程し、決定された金額の範囲内で、各取締役の業績への貢献度に基づき配分を決定することとしています。
社外取締役の報酬につきましては、業務執行から独立した立場であり、一定の金額の基本報酬を設定することとしています。
執行役員の給与については、給与規程で定めた体系に基づき、業績及び能力評価を反映して決定し、賞与については各執行役員の業績への貢献度に基づき決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

経営企画部他の管理部署において、取締役会及び監査役会資料の事前配布等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、迅速な経営判断を行うことができるよう、取締役会を少人数で構成することにより、取締役会の活性化、意思決定の迅速化を図っております。また、執行役員制度を取り入れており、取締役会の経営の意思決定に基づく業務執行の迅速化を実現し、経営の効率化を高めるとともに、担当部署における役割と責任を明確化し、その機能強化を図っております。この他、取締役、執行役員並びに各部門長を中心に構成した経営会議において、重要事項を付議し、代表取締役の諮問機関としての組織を構築しております。監査役は、取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、監査役4名のうち3名が社外監査役であります。監査役は、毎月開催される取締役会、その他の重要な会議に出席し、業務執行の適法性及び財産の状況等に関する監査を行う等、監査体制の充実を図っております。代表取締役社長直轄の組織である内部監査部（19名）が、業務活動における規程・規則等のコンプライアンス遵守、適合性に関する監査並びに財務報告に係る内部統制監査を実施しております。会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく監査は、有限責任監査法人トーマツにより、関連法令に基づき適法に行われています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と執行役員による業務執行を管理監督する機能を取締役会が持ち、社外取締役による客観的な意見、助言を取り入れることにより、効率的で適正な業務執行を行い、また、取締役の業務執行に対する十分な監視機能を発揮するため、過半数を社外監査役で構成する監査役会により、事業運営の健全性と透明性を確保しております。
上記の体制により、監査役会設置会社として十分なコーポレート・ガバナンス体制を確保できると判断し現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにおいて、決算短信当の適時開示資料、四半期ごとの有価証券報告書等の決算関連資料、事業報告書、直近5年間の主要な財務データ（グラフ形式）等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	インサイダー取引を規制するために、「インサイダー取引防止規程」等の社内規程を整備しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ピンクリボンバッジ運動を通じて乳がん啓発活動であるピンクリボン運動を支援しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システム構築に関する基本方針」を平成27年4月13日開催の取締役会において、以下のとおり決議をしております。

当社は、株主及び消費者を重視した経営の基本方針を実現するために、コンプライアンスの重要性を認識し、公正な事業活動を通じて経営の健全性及び透明性の向上を図ることにより、取引先、社員等を含むステークホルダーに対する企業価値の向上を目指します。また、当社を取り巻く社会・経済環境の変化に対応し、経営上の組織体制を整備し、迅速な意思決定並びに適時・適切な情報開示に努め、内部統制機能の強化・整備を図るとともに、透明で質の高い経営の実現に向け取り組んでまいります。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・コンプライアンスの重要性を認識した、より高い社会倫理観に基づいた企業活動を実践するため、その判断基準となる「企業行動憲章」及び「行動規範指針」を制定し、取締役及び使用人に対して法令及び企業倫理の遵守を周知徹底する。
・法令及び定款の遵守を図るべく「コンプライアンス規程」を整備し、取締役及び使用人が公正で、高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底する体制を整備する。
・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の整備・維持を図り、コンプライアンス担当部門と教育担当部門が連携して適切な教育・啓蒙活動を実施する。
・内部監査部門は、監査役及び会計監査人と連携・協力の上、内部統制システムの整備・維持のため、社内業務の実施状況の把握、業務の執行における法令・定款及び社内規程等の運用状況を監視・検証する。
・社内規程の周知徹底を図るため、社内規程を社内イントラネットに掲載し、取締役及び使用人がいつでも縦覧できるように整備する。
・社内における法令・定款・その他諸規程に違反する行為、不正行為等の早期発見及び是正を目的として「ヘルプライン規程」を定め、取締役及び使用人からの内部通報を受ける窓口を社内に設置するとともに、監査役へ直接通報できる体制を整える。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書等の取締役の職務の執行に係る文書、資料、情報及び電磁的記録等については、「文書管理規程」に従って適切に保存及び管理を行うとともに、当該文書等について閲覧の要求があった場合は直ちに提出する。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を設置し、経営に重大な影響を与える不測の緊急事態が発生または発生が予測される場合には、「危機管理規程」に基づき迅速に対応し、損害の拡大防止に努める。
・内部統制委員会は、「リスクマネジメント規程」に基づき定期的にリスクの精査、対応策の検討を行い、全社的なリスクマネジメントを整備・推進する。日常におけるリスク全般の管理について、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理するためのマップ等を整備するとともに、各部署における発生可能性のあるリスクを明確化し、防止策を立案の上、運用する。
・情報セキュリティについては、情報セキュリティに関する諸規程を制定し、情報セキュリティ研修を行い周知徹底する。情報セキュリティに関する施策については、情報セキュリティ委員会にて審議する。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・毎月１回定例の取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な職務の執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。
・経営戦略に関わる重要事項については、経営会議において審議した上で取締役会にて決定し、実効性を高める。
・取締役会での決定事項の職務の執行については、「業務分掌規程」、「決裁権限規程」の定めに従い、各本部長及び各部署責任者の管理・監督の下で適正かつ効率的に行う。
・代表取締役社長は、社会情勢、経済情勢、その他環境変化に対応した経営計画を策定し、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務の執行が効率的に行われるように監督する。

（5）当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・「関係会社管理規程」に基づき、必要事項を監督し、関係会社の経営状況を把握する。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会と協議の上、必要に応じて社員を補助すべき使用人として指名することができる。
・監査役がその職務の遂行のために指名する使用人の任命、解任、人事異動、人事考課、懲戒処分については、監査役会の同意を得た上で決定する。

（7）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
・取締役及び使用人は、必要な報告及び情報提供を行うとともに、会社、子会社または関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、「取締役及び使用人の監査役に対する報告等に関する規程」に従い、直ちに監査役に報告する。
・取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、職務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題について適宜報告する。

（8）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行う他、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議または委員会に出席する。
・監査役は、会計監査人及び内部監査部から監査計画及び監査結果について説明を受け、随時意見交換を行う等、常に連携を図る。
・監査役または監査役会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、社外の専門家に対して助言を求める、または調査、鑑定その他の事務を委託することができるものとし、当該費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、会社はこれを拒むことができない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して会社組織として毅然とした姿勢で臨み、不当、不法な要求に応じないことはもちろん、一切の関係を遮断するために次のような取り組みを行っております。
・「企業行動憲章」及び「行動規範指針」により、反社会的勢力及び団体との対決姿勢を貫き、関係断絶に向け良識ある行動に努めることを明記しております。
・社員に対して研修を行い、またマニュアルを社内イントラネットに掲載して、反社会的勢力の排除に向けた啓発活動を行なっております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特にございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後、コーポレート・ガバナンス体制をさらに強化していくことにより、ステークホルダーの方々の負託に応え、企業価値の継続的な成長を実現してまいります。

【適時開示体制の概要】

1. 当社は、上場会社としての社会的責任を十分認識しており、経営の適法性、公正性の確保や透明性の向上を図るため、情報管理体制の構築に努めております。
2. 法令や証券取引所が定める適時開示規制などに従い、迅速かつ適切な情報開示に注力するとともに、コーポレート・ガバナンスが機能するよう内部統制体制の整備を進め、よりタイムリーな情報開示を目指しております。
3. 決算情報については、経理部が決算数値を作成し、会計監査人による監査を受けたのち、経理部長が決算情報管理責任者である経理担当執行役員に報告します。
   経理担当執行役員は、決算情報について代表取締役に報告し、代表取締役は金融商品取引法、証券取引所が定める適時開示規則及びその他法令に照らし合わせ、開示が必要とされる事項は、取締役会の議案として取り上げます。
4. 適時開示を必要とする重要事項、発生事実が生じたときは、各部署の責任者（執行役員・本部長・部長等）が重要事項管理責任者である総務担当執行役員に速やかに報告します。
   総務担当執行役員は、代表取締役に当該内容を報告し、代表取締役は金融商品取引法、証券取引所が定める適時開示規則及びその他法令に照らし合わせ、開示が必要とされる事項は、代表取締役社長の諮問機関である経営会議を経た上で、取締役会の議案として取り上げます。
   また、緊急を要するものについては、経営会議を経ずに、臨時取締役会の開催を行った上で対応を行います。
5. 取締役会は、各議案について決議を行い、決議後直ちに証券取引所へ適時開示するために、情報取扱責任者に開示を行う旨を指示します。
   情報取扱責任者は、東京証券取引所に対する開示手続を経て、株主・投資家等へ向けた情報開示を行います。
6. 情報開示がなされるまで社内外への情報漏えいがないよう厳重に当該情報を管理するとともに、開示に至る過程で携わった役職員等についても、情報管理の徹底を義務付けております。

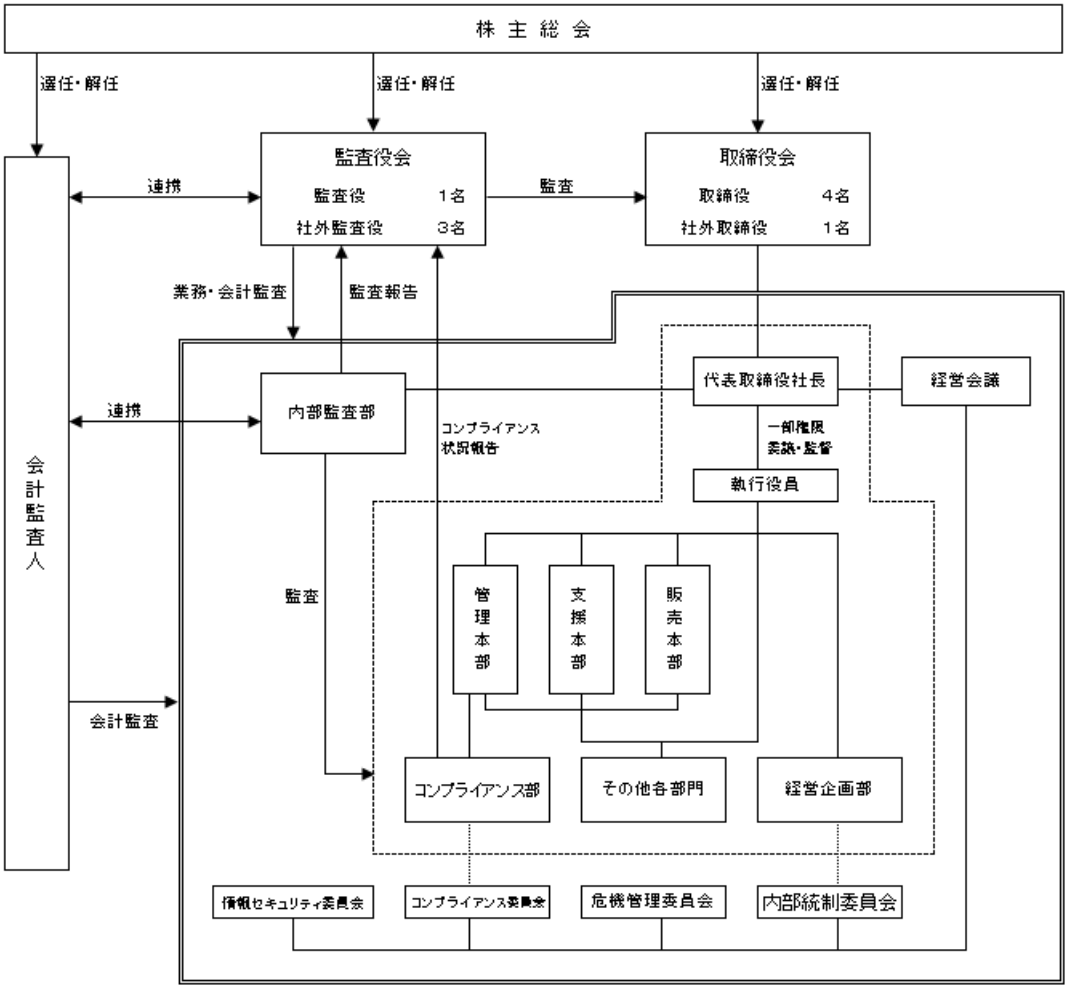

【会社情報の適時開示に係る社内体制の仕組み】

